

 LIVITO 会員規約			
<p>(定義)</p> <p>第1条 本規約によって定める条項はLIVITOの名称で運営するフィットネスジム(以下「本ジム」という)の利用に関し適用されるものとします。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本ジムはジムでの肉体改造を通じて、健康維持・心身の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>(運営)</p> <p>第3条 本ジムの運営・管理は株式会社LIVITO(以下「会社」という)または、株式会社LIVITOとライセンス契約を交わした企業があります。</p> <p>(会員制度)</p> <p>第4条 1、本ジムは会員制とします。</p> <p>2、本ジムに入会される方は、本規約を承諾し、会社所定の入会申込書を提出しなければなりません。</p> <p>3、ジム会員の種類、利用条件、および特典等は別に定めております。但し、必要に応じて会員の種類を設定、または廃止することがあります。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する方は本ジムの会員になることが出来ません。</p> <p>①本規約および本ジムの諸規則を遵守できない方</p> <p>②本申込を行なう方が記載した会員と相違ないことを確認できない方</p> <p>③刺青をしている方</p> <p>④反社会勢力(暴力団、総会屋、政治活動標榜など)と会社が判断した方</p> <p>⑤医師等により運動を禁じられている方、または妊娠している方</p> <p>⑥伝染病、その他、他人に感染する恐れのある疾病を有している方</p> <p>⑦会社が前記第2条記載の目的に鑑み、会員にふさわしくないと判断した方</p> <p>⑧未成年者。但し、親権者の同意書がある場合はその限りではありません</p> <p>⑨過去に会社から除名の通知を受けた方</p> <p>(諸規定の遵守)</p> <p>第6条 1、会員は本規約および会員利用上の規則と注意事項を守らなければなりません。</p> <p>2、施設の利用にあたっては、会社の指示に従わなければなりません。</p> <p>3、会員は、会社指定の服装および携帯品を着用しなければなりません。</p> <p>(会員の守秘義務)</p> <p>第7条 会員は、本ジムを利用することにより知り得た「ウェイトコントロール技術、トレーニング技術、食事管理法、カウンセリング及びコミュニケーション技術」の一切を会社の秘密として保持することを厳守し、これを第三者に開示・漏洩し、使用してはなりません。</p> <p>(禁止事項及び入場の禁止)</p> <p>第8条 本ジムは、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることが出来ます。</p> <p>①本規約および本ジムの諸規則を遵守しない方</p> <p>②他の会員や本ジムスタッフ、会社を誹謗中傷するような行為をする</p> <p>③他の会員や本ジムスタッフへの暴力行為をする</p> <p>④大声で奇声を発する、物を投げるなどの威嚇や迷惑行為をする</p> <p>⑤痴漢、のぞき、露出、唾を吐くなど法令や公序良俗に反する行為をする</p> <p>⑥飲酒、薬物等により正常の施設利用が出来ないと認められたとき</p> <p>⑦物品販売や営業行為、勧誘行為、政治活動、署名活動などの行為をする</p> <p>⑧刃物、火器、薬品などの危険物を本ジムに持ち込む</p> <p>⑨本ジムスタッフに対する、他社への就職斡旋や引き抜き行為をする</p> <p>⑩その他法令および公序良俗に反する一切の行為をする</p> <p>(会員種別、コースの変更)</p> <p>第9条 会員本人の都合による会員種別の変更を会社が認めた場合、事前に会社が別に定めた期日までに、会社所定の書式により手続きを行なったうえで、会員種別の変更ができます。</p> <p>会員種別の変更の料金は別に定めます。</p> <p>(休会および復帰)</p> <p>第10条 1、会員が疾病、その他のやむを得ない事由で本ジムを1ヶ月以上利用できないと会社が認めた場合は、事前に会社が別に定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを行なったうえで、月単位で本ジム</p>	<p>を休会することが出来ます。</p> <p>①休会する会員は、併用割引等の特典を受けることが出来ません。</p> <p>②休会していた会員は、休会届け記載の終了日経過後自動的に月単位で本ジムに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から会費等を支払うものとします。</p> <p>(退会)</p> <p>第11条 1、会員が自己都合により本ジムを退会する場合は、会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了しなければなりません。</p> <p>2、会費等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。</p> <p>3、会費等は、退会が月の途中であっても全額支払わなければなりません。</p> <p>4、会員が自己都合により会費(休会を含む)を1ヶ月以上滞納した場合は、退会扱いとします。また、滞納分については全額を現金または会社が指定した方法で支払わなければなりません。</p> <p>5、会員が会費、その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日からの支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費その他の債務と一括して、会社が指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込み手数料その他の費用は全て当該会員の負担とします。</p> <p>(移籍)</p> <p>第12条 転勤、その他の事由で本ジムより他のLIVITOに移籍することを会社が認めた場合、事前に所定の手続きを行なったうえで移籍できるものとします。移籍の費用は別途定めます。</p> <p>(諸手続き)</p> <p>第13条 1、会員が入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きをしなければなりません。</p> <p>2、会社より会員に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行なうものとし、会員から届出のあった最新の住所宛に通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責を負いません。</p> <p>(会員資格の停止、および除名)</p> <p>第14条 1、会社は下院が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本ジムから除名することが出来ます。</p> <p>①第7条第1項に違反したとき</p> <p>②第8条記載に違反し、本ジムスタッフの指示に従わないとき</p> <p>③会員および従業員に対するストーカー行為、セクシャルハラスメント及び本ジム内における宗教活動、営業行為、その他本ジムの目的に反する行為により本ジムの名誉・品位を著しく傷つけたとき</p> <p>④規約その他会社の定めた諸規則に違反し、改善されないとき</p> <p>⑤会費または受講料その他の債務を滞納し、会社からの催促に応じないとき</p> <p>⑥入会に際して会社に虚偽の申告をした、または第5条に違反して故意に申告しなかったと判明したとき</p> <p>⑦本ジムの施設・器具を故意または重過失により破損したとき、もしくは本ジムの備品器具等を持ち出したとき</p> <p>⑧期間中に配布された無料サブプリメント、プロテイン等を他社に無償ないし有償で譲渡したとき</p> <p>⑨その他、会員としてふさわしくない言動があったと会社が認めたとき</p> <p>2、前項による会員資格停止中の会員または本ジムから除名された会員は、本ジムの施設を利用することは出来ません。</p> <p>(資格喪失)</p> <p>第15条 会員は次の場合にその資格を喪失します。</p> <p>①退会</p> <p>②死亡または法人の解散</p> <p>③相当期間の資格停止にもかかわらず改善がみられないとき</p> <p>④除名</p> <p>⑤運営上重大な理由により本ジムを閉鎖したとき</p> <p>(会員資格の譲渡禁止等)</p> <p>第16条 本ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。</p>	<p>(入会金、会費、メンテナンス料)</p> <p>第17条 1、入会金は会社が別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。</p> <p>入会金の有効期間は退会時までとし、理由の如何を問わずこれを返還しません。</p> <p>2、会員は会社が別に定める会費を会社指定の方法で支払うものとし、既納の会費は原則としてこれを返還しません。</p> <p>3、利用の有無に関わらず、退会月までは会費またはメンテナンス料を支払わなければなりません。</p> <p>4、会社は別に定める入会金・会費・メンテナンス料の改定を行うことができます。</p> <p>5、前項の改定を行う場合、1か月前までに会員に告知するものとします。(営業日および営業時間)</p> <p>第18条 本ジムは休館日を1週につき2日間設けることができるとし、各施設の営業日及び営業時間については別に定めます。</p> <p>但し、休館日に第20条の休業日は含まれないものとします。</p> <p>(施設の利用制限)</p> <p>第19条 1、会社は、競技会、スクール等の諸行事、または本ジムの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。</p> <p>その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等これによって緊急を要する場合はこの限りではありません。</p> <p>又これにより会員の会費またはメンテナンス料の支払い義務が減額、または停止されることはありません。</p> <p>(閉鎖、休業)</p> <p>第20条 会社は次の理由により本ジム施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。</p> <p>1、気象・災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し営業を不可能と認めたとき</p> <p>2、施設の点検、補修または改修するとき</p> <p>3、法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき</p> <p>4、年末年始等一定期間の休業、その他会社に休業が必要となるとき(賠償責任)</p> <p>第21条 1、本ジムで会員等は、自己の責に帰すべき原因により本ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければいけません。</p> <p>2、会員は紹介または同伴した方の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴した方と連帯して賠償責任を負わなければなりません。</p> <p>3、親権者の同意を得た未成年者の会員は、当該会員の責に帰すべき原因による障害に対して親権者が連帯して賠償責任を果たさなければなりません。</p> <p>(免責)</p> <p>第22条 会員が被った諸施設利用中の損害や怪我その他の事故について、本ジムに故意または過失がない限り、会社は当該損害に関して一切の責任を負いません。</p> <p>また会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社は一切の責任を負いません。</p> <p>(解散)</p> <p>第23条 1、会社は止むを得ざる事情による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、本ジムを解散することができます。</p> <p>2、解散の理由が天災、地震、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。</p> <p>3、本ジムの解散の場合、会社は会員に対し特別の補償は行いません。(通知予告)</p> <p>第24条 本規約及び本ジムの諸事情に関する通知または予告は本ジム所定の場所に提示する方法により行います。</p> <p>1、気象・災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業を不可能と認めたとき</p>	<p>2、法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他会社経営上止むを得ざる事由が発生したとき</p> <p>(本規約その他の諸規則の改定)</p> <p>第25条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。</p> <p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第26条 1、会社は会員の本人確認、入会後の本ジムのイベント等の通知、本ジム利用料金請求及び、入会効果の増大を利用する目的で、入会申込の際に以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を保有させていただきます。</p> <p>① 氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス 勤務先、家族構成、</p> <p>② 撮影写真、体重、身長等の身体データ、トレーニングデータ</p> <p>③ 本ジムの利用に関して会員が使用する銀行口座番号</p> <p>④ 運転免許、健康保険証等会員の身分を証明する書類の記載事項</p> <p>⑤ その他の各種カリキュラムの受講及び参加に伴う必要記載事項</p> <p>2、会社は、お客様の個人情報をLIVITO各事業所にて利用します。</p> <p>3、会社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。</p> <p>① 会員から予め同意を頂いた場合</p> <p>② 利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合</p> <p>③ 統計的なデータなど会員個人を識別できない状態で提供する場合</p> <p>④ 法令に基づき提供を求められた場合</p> <p>⑤ 人命、身体または財産の保護の為に必要な場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合</p> <p>⑥ 本ジムの本社及び、各事業所に対して提供する場合</p> <p>4、会員が次のことを希望される場合には、会社は本人を確認をさせていただきます。</p> <p>① 会員がご自身の個人情報の開示を希望される場合</p> <p>② 会員がご自身の個人情報の訂正、追加または削除を希望される場合</p> <p>③ 会員がご自身の個人情報の利用停止または消去を希望される場合</p> <p>但し、利用停止に多額の費用を要する場合及び法令に基づき保有している個人情報については、お申し出に応じられない場合があります。</p> <p>5、上記4、個人情報の開示・訂正・利用停止などに関するお申し出及びお問い合わせについては次の手続きにより受付いたします。(受付手続き)</p> <p>第27条 各店舗窓口にお越しいただくか、郵送・電話・FAX・電子メールにてお申し出ください。</p> <p>(ご本人確認)</p> <p>第28条 入会にあたり、ご本人であることを運転免許証、パスポート、健康保険証等の証明書類により確認させていただきます。</p> <p>(90日間全額返金保証)</p> <p>第29条 プログラム開始から90日間(3ヶ月間)経過した時点で結果に満足頂けない場合には、入会金を除くプログラム料金を全額返金致します。但し、以下の項目に1つでも該当する場合は返金の対象外となります。</p> <p>① 90日間に23回以上のセッションを受けなかった場合</p> <p>② 無断でセッションを休んだ場合</p> <p>③ 担当ボディデザイナーより指定された食材以外を口にした場合 (但し栄養成分的にLIVITO食事プログラムの摂取基準に合格の食品は可とする)</p> <p>④ 食事の報告を1度でも怠った場合</p> <p>⑤ 病歴の隠匿および報告のない薬を服用した場合</p> <p>返金を受けた会員は、その時点で本ジムを退会となります。</p> <p>(管轄裁判所)</p> <p>第30条 会員と会社の間で訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>■お問い合わせ窓口■ 株式会社LIVITO</p> <p>TEL 0120-265-501 info@livito.co.jp</p> <p>平日 10:00~18:00 土日祝日・GW・お盆・正月は除く</p>			